

喜多方市観光物産振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市の観光及び物産の振興を図るため、観光物産団体等（以下「補助事業者等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の対象とする事業は、別表に掲げる事業とし、当該事業に要する補助対象経費及び補助額はそれぞれ同表に掲げる額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、観光物産振興補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 補助事業者等は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の規定により市長が定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 交付対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認の申請)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、観光物産振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(申請を取り下げることのできる期日)

第6条 規則第8条第1項の規定により市長の定める期日は、補助事業者等が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、観光物産振興事業補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、観光物産振興事業実績報告書（様式第4号）により事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から14日以内、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第13条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を観光振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに観光物産振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(財産の処分の期限)

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 市は、補助事業者が第1項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

(会計帳簿の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月4日より施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の喜多方市観光物産振興事業補助金の交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日より施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日より施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月15日より施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日より施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日より施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日より施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日より施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日より施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日より施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業	補助事業者等	補助対象経費	補助額
喜多方観光物産協会事業	一般社団法人喜多方観光物産協会	喜多方観光物産協会の運営に要する経費（共済費、賃金、報償費、旅費、交際費、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金、補償、補填及び賠償金、公課費、その他市長が特に認める経費）	市長の認める額（定額）
蔵のまち喜多方老麺会事業	協同組合蔵のまち喜多方老麺会	喜多方ラーメンの認知度向上や文化の継承に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費）	補助対象経費の2分の1以内の額（上限800千円）
蔵のまち喜多方夏まつり事業	蔵のまち喜多方夏まつり運営委員会	蔵のまち喜多方夏まつりの実施に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、原材料費、負担金補助及び交付金、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
蔵のまち喜多方冬まつり事業	蔵のまち喜多方冬まつり実行委員会	蔵のまち喜多方冬まつりの実施に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
そばの郷喜多方創造会議事業	そばの郷喜多方創造会議	そばの郷喜多方創造会議の運営に要する経費（賃金、報償費、旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、備品購入費、その他市長が特に認める経費）	市長の認める額（定額、上限2,000千円）
地酒のまち喜多方推進事業	喜多方プレミアムブランド化推進委員会	本市産日本酒と様々な地域資源をつなげることで、滞在時間の延伸に資する取組に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、役務費、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
日本遺産認定「会津の三十三観音めぐり」継承事業	日本遺産「会津の三十三観音」構成文化財の所有者、保持者、その他構成文化財の環境保全にあたることを適当と認める者	喜多方市内の日本遺産「会津の三十三観音」構成文化財の環境保全に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額（上限27千円）

黒森山登山事業	黒森山登山実行委員会	熱塩加納町登山口からの黒森山登山の実施に要する経費（報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
花しょうぶ祭り事業	花しょうぶ祭り実行委員会	花しょうぶ祭りの実施に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
バルーンフェスティバル事業	バルーンフェスティバル実行委員会	バルーンフェスティバルの実施に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
塩川新そば祭り事業	塩川新そば祭り実行委員会	塩川新そば祭りの実施に要する経費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
舟引き祭り事業	舟引き祭り実行委員会	舟引き祭りの実施に要する経費（報償費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
飯豊山山開き事業	飯豊山山開き実行委員会	飯豊山開きの実施に要する経費（運搬費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
飯豊の集い事業	飯豊の集い実行委員会	飯豊の集いの実施に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
山都三大そばまつり事業	山都三大そばまつり実行委員会	山都三大そばまつりの実施に要する経費（報償費、消耗品費、会場設営費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、その他特に市長が必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
鳥屋山山開き事業	鳥屋山山開き実行委員会	鳥屋山山開きの実施に要する経費（報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
たかさとそばまつり事業	たかさとそばまつり実行委員会	たかさとそばまつりの実施に要する経費（報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	補助対象事業費の3分の1以内の額
高郷ふれあい交流事業	高郷ふれあい交流事業実行委員会	棚田ウォークの実施に要する経費（報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、その他市長が特に認める経費）	市長の認める額（定額）

地酒のまち喜多方地理的表示活用支援事業	GI 喜多方清酒管理協議会	日本酒の地理的表示 (GI) 制度を活用し、地酒のまち喜多方の認知度向上や国内外の販路拡大に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費）	補助対象経費の3分の2以内の額（上限540千円）
山都そば&観光物産まつり事業	山都三大そばまつり実行委員会	山都そば&観光物産まつりの実施に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
自転車による観光誘客促進事業			
(1)サイクリスト受入体制整備事業	市内に施設、店舗、事業所を有する事業者及び団体等	サイクリスト受入に係る環境整備に要する経費（需用費、役務費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費）	補助対象経費の2分の1以内の額（上限150千円）
(2)レンタサイクル導入支援事業	市内に施設、店舗、事業所を有する事業者及び団体等	レンタサイクル事業に活用する電動アシスト自転車の導入に要する経費（備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費）	補助対象経費の3分の1以内の額（1台当たり上限36千円とし1事業者当たり3台までとする。1事業者当たり上限は108千円）
「ラーメンのまち喜多方」振興事業	喜多方ラーメンブランドプロジェクト	喜多方ラーメンの更なる振興、リブランディング、イベント実施等に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額、上限2,000千円）
塩川地域観光まちづくり推進事業			
(1)塩川地域の特徴を活かした観光まちづくり推進事業	塩川地区の飲食店、事業者等	塩川地区の事業所等が実施するのれん作製（設置）に係る経費	補助対象経費の5分の4以内の額（上限45千円）
(2)花しょうぶ祭り50周年記念事業	花しょうぶ祭り実行委員会	花しょうぶ祭り50周年記念事業の実施に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
インバウンド受入体制整備支援事業	市内に住所及び事業所を有する事業者、2者以上で組織する団体	外国人観光客の受入体制整備に要する経費（自社ホームページ、メニュー等の多言語表記、翻訳機や電子決済機器の導入、MEO対策（マップエンジン最適化）の登録等、その他市長が特に必要と認める経費）	補助対象経費の2分の1以内の額（上限90千円）

ふくしまデスティネーションキャンペーン推進事業	ふくしまデスティネーションキャンペーン喜多方推進委員会	ふくしまデスティネーションキャンペーンの推進に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、使用料、委託料、その他市長が特に必要と認める経費）	市長の認める額（定額）
-------------------------	-----------------------------	--	-------------

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

喜多方市長 様

補助事業者等 住所又は所在地
氏名又は名称

観光物産振興事業（ 事業）補助金交付申請書

年度において、下記のとおり観光物産振興事業（ 事業）を実施したい
ので、喜多方市補助金等の交付等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により補助金 円を
交付して下さるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分と負担区分

単位：円

事業費	負 担 区 分			備 考
	市補助金	自己資金	その他（ ）	

4 事業の着手及び完了予定年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第 2 号（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

喜多方市長 様

補助事業者等 住所又は所在地
氏名又は名称

観光物産振興事業（ 事業）変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度観光物産振興事業（ 事業）の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、喜多方市補助金等の交付等に関する規則第 6 条第 1 項の規定により承認してくださるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

（注） 変更の内容は、補助金の交付決定がなされた事業の内容（収支予算書を含む。）と容易に比較対照できるように 2 段書きとし、変更前を（ ）書きすること。

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

喜多方市長 様

補助事業者等 住所又は所在地
氏名又は名称

観光物産振興事業（ 事業）補助金概算払請求書

年 月 日付け喜多方市指令 第 号で交付決定のあった観光物産振興事業（ 事業）補助金について、下記により金 円を概算払いにより交付して下さるよう請求します。

記

区 分	補 助 額	今回請求額		残 額		事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
		金 額	出来高	金 額	出来高		
	円	円	%	円	%		

番 号
年 月 日

喜多方市長 様

補助事業者等 住所又は所在地
氏名又は名称

観光物産振興事業（ ）事業）実績報告書

年度において、下記のとおり観光物産振興事業（ ）事業）を実施したの
で、喜多方市補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実績

3 経費の配分と負担区分

単位：円

事業費	負 担 区 分			備 考
	市補助金	自己資金	その他（ ）	

4 事業の着手及び完了年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

様式第 5 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

喜多方市長 様

補助事業者等 住所又は所在地
氏名又は名称

観光物産振興事業（ 事業）仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け喜多方市指令 第 号で交付決定のあった観光物産振興事業（ 事業）補助金について、仕入れに係る消費税相当額が確定したので、喜多方市観光物産振興事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金の額の確定額	円
助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額（A）	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

（注）参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

喜多方市長 様

補助事業者等 住所又は所在地
氏名又は名称 印

観光物産振興事業（ 事業）補助金交付請求書

業（ 年 月 日付け喜多方市指令 第 号で交付決定のあった観光物産振興事業（ 事業）補助金について、金 円を交付して下さるよう請求を
します。

記

事 業 費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残高 (A) - (B) - (C)	円